

議案第5号 令和6年度 大津市介護保険事業特別会計予算について

議案第5号令和6年度大津市介護保険事業特別会計予算について  
御説明いたします。

予算書の21ページをお願いします。

介護保険事業に係る所要の事業費として、歳入歳出それぞれ319  
億8,200万円を予算計上しております。

それでは内容につきまして歳入歳出予算事項別明細書で説明しま  
す。

316ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料は、第1号被保険者の保険料で、現年度  
分普通徴収保険料、現年度分特別徴収保険料及び滞納繰越分普通徴  
収保険料です。

款2使用料及び手数料、項1総務手数料は、第1号被保険者の普通徴  
収に係る督促手数料等です。

款3国庫支出金、項1国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担  
金で、項2国庫補助金、目1調整交付金は、第1号被保険者の所得段階

別の分布状況や後期高齢者の割合等による保険料の市町村格差を是正するための交付金、目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に対して、目3地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、包括的支援事業及び任意事業に対しての国の負担金、目4保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みに対して、318 ページに移りまして、目5介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の介護予防、健康づくりに関する取組みに対して、目6介護保険事業費補助金は、制度改正等によるシステム改修費に対してそれぞれ交付される交付金及び補助金です。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費等に対して定率で交付されるものです。

款5県支出金、項1県負担金は、介護給付費に対する県の負担金で、項2県補助金、目1地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、介護予防・日常生活支援総合事業に対して、目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、包括的支援事業及び任意事業に対しての県の負担金です。

款6財産収入、項1財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金の

運用益を見込むものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、介護給付に対して、320ページに移りまして、目2地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、介護予防・日常生活支援総合事業に対して、目3地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、包括的支援事業及び任意事業に対しての市の負担金、目4その他一般会計繰入金は、職員給与費や管理運営に係る事務経費等、目5低所得者保険料軽減負担金繰入金は、所得の少ない第1号被保険者の保険料の一部を負担するための繰入金であり、項2基金繰入金は、介護給付費準備基金の一部を繰入れるものです。

款8繰越金及び款9諸収入を含めて、歳入合計は319億8,200万円です。

引き続き、歳出でございます。

324ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費は、介護保険の管理運営に係る事務経費で、各種帳票類印刷・封入委託、共同電算処理手数料、滋賀県国保連合会への事務手数料や保険者支援システムの保守に対する負担金等であり、項2徴収費は、第1号被保険者に対する保険料の賦課、徴収に係る決定通知書や納付書の印刷及び郵送料等の経費であり、項3認定

審査会費は、介護サービスの利用に必要な要介護度の審査判定を行う認定審査会の委員報酬、審査判定に必要な主治医意見書の作成手数料、認定調査の委託料や認定調査員の人件費等、認定審査会の運営及び認定調査に係る経費です。

326 ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス諸費は、要介護に認定された方の介護サービスの保険給付費、項2介護予防サービス諸費は、要支援に認定された方の介護予防サービスの保険給付費として、訪問介護や通所介護等の居宅サービスやケアプランの作成に係るもので、サービス種別ごとに計上しており、項3高額介護サービス費は、介護サービスの利用者負担が高額になった場合や、介護保険と医療保険の利用者負担の合計が高額になった場合に、所得に応じて定められた上限額を超えた部分に関して、負担額の軽減を図るための保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設に入所した場合等に自己負担となる食費や居住費(滞在費)について、所得要件及び資産要件の両方を満たす方を対象に、その一部を給付するもの、328 ページに移りまして、項5その他諸費は、保険給付費の審査支払事務に対する経費です。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1

介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスに係る経費、目2介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・生活支援サービス事業の利用者のケアプラン作成に係る経費、目3一般介護予防事業費は、介護予防の普及・啓発と介護予防活動の支援事業に係る経費であり、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費は、15箇所地域包括支援センターに係る管理運営費、高齢者虐待に関する弁護士相談に係る経費や認知症高齢者が法律上の損害賠償を負った場合に市が保険者となって損害賠償保険に加入する経費のほか、認知症初期集中支援チームや生活支援体制整備事業に係る経費、330 ページに移りまして、目2任意事業費は、家族介護者や成年後見制度利用等の支援に係る経費であり、項3その他諸費は、地域支援事業費の審査支払事務に対する経費です。

款4基金積立金、項1基金積立金は、介護給付費準備基金にその運用益を積み立てるものです。

款5予備費、項1予備費は、保険給付費に不足が生じた場合の予備費を計上するものです。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1高額介護サービス費貸付金は、介護サービスの利用者負担が高額になり、支払いが困難な

方に対して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費相当分の貸付金であり、332 ページに移りまして、目2償還金は、介護給付費及び地域支援事業費の前年度実績に基づく国・県等の負担金の精算等による返還金であり、項2延滞金は、保険給付費等の支払いに係る遅延延滞金です。

以上、歳出合計は、319 億 8,200 万円です。

以上で、令和6年度大津市介護保険事業特別会計予算の説明といたします。

御審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。